

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業主の皆様へ

「雇用調整助成金に関する個別相談会」

雇用調整助成金とは、新型コロナウイルス感染症等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもので、今回、八女商工会議所では、社会保険労務士による個別相談会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

- 開催日時 令和2年6月16日（火）10:00～15:00 18日（木）10:00～15:00
 23日（火）10:00～15:00 25日（木）10:00～15:00
 30日（火）10:00～15:00
 令和2年7月 2日（木）10:00～15:00
 但し、1日につき午前、午後の2事業所までの対応とさせていただきます。

- 開催場所 八女商工会議所

- 講 師 社会保険労務士2名が対応いたします。

- 相 談 料 無料

- 申込方法 相談をご希望の方は下記申込書に必要事項をご記入の上、FAX等にてお申し込みください。
 ※申し込み多数の場合は先着順とさせていただく場合や希望日時を調整させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

- 申 込 先 八女商工会議所（TEL：0943-22-5161 FAX：0943-22-5164）

※本個別相談会は講師が申請書等の作成を代行するものではありませんので、予めご了承ください。
また、裏面記載必要書類は必ずお持ちいただきますようお願い申し上げます。

----- 切り離さず FAX してください -----

【雇用調整助成金に関する個別相談会】

参加申込書

令和2年 月 日

事業所 氏 名		住所	
連絡先		希望日時	

八女商工会議所行 TEL 0943-22-5161 FAX 0943-22-5164

裏面へ

～要件チェック～

①雇用保険適用事業所ですか？ ☐

②売り上げは去年に比べて下がっていますか？ ☐

③休業しましたか？休業予定はありますか？ ☐

④休業した日の賃金はどうしましたか？ ☐

⑤会社の労働条件はどうですか？

一日の労働時間

一か月の休日数

変形労働時間制の有無

賃金等（各手当）etc

⑥労働者（アルバイト含む）は何人ですか？ ☐

（20 人以下）

（21 人以上）

○小規模事業者支給申請マニュアル

○通常版支給申請ガイドブック

☆共通して必要な書類

- ・売上が低下したのがわかる書類
- ・休業計画表（提出は不要）・・・労働日、休業日、所定休日の計画表
- ・休業協定書
- ・休業日・所定休日・欠勤など明確に区分けしているタイムカード又は出勤簿
- ・賃金明細書、賃金台帳で休業手当が明確に分かれていること